

## 総務教育環境委員会記録

総務教育環境委員会  
委員長 仲山 哲男

- 1 日 時 令和5年8月18日(金) 13時00分開会、13時14分閉会  
総務部・消防担当部
- 2 場 所 光市議会第1委員会室
- 3 出席委員 仲山 哲男、早稲田 真弓、木村 信秀、仲小路 悦男、中本 和行、  
西崎 孝一、西村 慎太郎、林 節子
- 4 事務局職員 市川 恵美、起本 一生
- 5 説明員  
吉本副市長  
【総務部・消防担当部】 山岡総務部長、海老本防災危機管理課長
- 6 議事の経過概要 別紙のとおり
- 7 その他(傍聴) なし

## 1 総務部・消防担当部関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①議案第45号 令和5年度光市一般会計補正予算(第6号)〔所管分〕

説 明：海老本防災危機管理課長 ～別紙

### 質 疑

#### ○西村委員

それでは、何点か質問をさせていただきます。

ただいま説明の中で、施設整備工事、これが物価のインフレスライド条項に基づく物価の高騰、あと地盤の改良と電力の関係と3つほど説明があったと思うんですけども、それぞれの内訳であったり、もう少し詳しく説明をお願いできますか。

#### ○海老本防災危機管理課長

まず、施設整備工事2,934万円の内訳のほうから説明をいたします。

インフレスライド条項に基づく工事請負代金の増額分が約2,478万円になります。そのほか、3つの追加工事を計上しております。

1つ目が、地盤改良工事に係る費用として約364万円になります。これは、事前の地質調査で地盤が緩いことを把握しており、建屋については地盤改良を実施しましたが、建屋周辺の駐車場や通路部分が想定以上に地盤が緩いことから、新たに地盤改良が必要と判明したものです。工事内容としては、現地の土とセメント系固化材を混ぜ合わせて改良地盤を作り、地盤の支持力向上を図ることとしております。

2つ目の追加工事が、高圧ケーブルの仕様変更に係る費用として約46万円になります。これは、最初の説明でも触れましたが、地下に埋設する高圧ケーブルを覆うカバーの仕様を周辺の水分等の影響を受けづらい材質のものに変更するものです。

3つ目の追加工事が、地盤が緩い影響により地下に埋設したオイルタンクの位置を変更したことに伴う関連費用として約46万円になります。これは、オイルタンクに隣接するオйлトラップ等の蓋をタンクローリーなど重量のある車両が通過しても破損しない耐荷重仕様に変更するとともに、排水管のルート変更による配管を延長するものになります。

以上、インフレスライドの増額分と3つの追加工事の合計で2,934万円となります。

続いて、委託料の26万円のほうの説明をさせていただきます。

こちらの委託料につきましては、先ほど説明でもありましたけども、大気汚染防止法に関するばい煙発生施設に該当することから、重油換算で1時間50L以上の施設というのが対象になってまいります。本施設につきましては、1時間当たり重油換算で65Lの燃焼能力がありますことから、国に対して届出をする必要があるものになります。

そこで、電気主任技術者を選定いたしまして、設備の設置工事期間中、週1回等の点検が必要なことから、こちらの業務を委託するものになります。

以上になります。

○西村委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

もう少し教えてほしいのですが、最初のインフレスライド条項に基づく上昇分2,478万円、具体的にどのような資材がどのくらい上がったのか、そのあたりが分かればお伺いいたします。

○海老本防災危機管理課長

それでは、インフレスライド条項に基づく増額分の主なものについてお答えいたします。

このたびの工事費の増額は、コンクリート工事や造成、外構工事など建築工事全般にわたって影響があり、個別の工事ごとに工事費を算出して積算しております。

主な増額分としましては、サッシやスチールドア等の金属製建具工事が約1,290万円、塗料を使用する防水工事が約490万円、建屋のコンクリート工事が約290万円、側溝や擁壁など造成外構工事が約210万円になります。

以上でございます。

○西村委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

サッシ、建具の周りが1,290万円の増額ということで、かなり多いんですけれども、これ自体は請負の業者から上がってきた金額、上がり幅がどういうふうに決まるのかというのがちょっとよく分からないので、そのあたりが申請に基づいてそれを審査して上げるのか、そのあたりをもう少し詳しく教えていただけたらと思います。

○海老本防災危機管理課長

インフレスライド条項の適用の一般的な流れについて説明をさせていただきます。

インフレスライド条項に基づく請求は、発注者、受注者双方から行うことが可能ですが、受注者が請求するケースを例に手続の流れを御説明いたします。

まず、工期内に日本国内において急激なインフレーションが生じ、請負代金の額が著しく不相当となった場合に、受注者がスライド協議の請求を行うという流れになります。

受注者から請求があった場合、発注者は請求があった日から7日以内に受注者に対してスライド協議の開始日を通知いたします。その後、発注者において、出来高の確認、残工事量の算定及びスライド額の算定などを行って、受注者、発注者間で協議書を取り交わした上でスライド額に関する協議を開始いたします。そして、協議開始から14日以内にスライド額を確定させ、受注者が承諾書を提出した後に変更契約を締結するというのが一般的な流れになります。

今回に関しましては、受注業者のほうから請求がございまして、その請求の内容を、それまでの出来高の確認や残工事量の算定等を市で行い、スライド額の精査を行いまして、その後、インフレスライド条項の適用案件であるということを確認したことから、

スライド額に関する協議を開始し、スライド額を確定させるものになります。  
以上でございます。

○西村委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

もう一点、今回2,960万円の補正ということなんですけれども、これ、最終的に実質的な市の負担としては最終どれぐらいになるのか、そのあたりを最後にもう少し教えてください。

○海老本防災危機管理課長

実質的な市の負担額についてお答えをいたします。

このたび、計上した防災指令拠点施設整備事業の補正予算のうち、歳入において、緊急防災・減災事業債を2,940万円増額しております。

この起債は、7割の2,058万円が普通交付税として算定されるため、実質的な市の負担額は902万円となります。

以上でございます。

○西村委員

はい、分かりました。ありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。

○仲小路委員

これ、確認ですけれども、今、物価スライド方式で補正が出ていますけれども、今後、値上がりが続くということも含めた形の内容になっていますでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

今後につきましては、現在、基準日を基準として残工事に対してのスライド額というのを算定していますので、今後、追加で請求があるということはないと、業者のほうから聞いております。

以上になります。

○仲小路委員

では、ないということでもいいんですね。それとこの地下の高圧ケーブルにつきまして、ケーブルそのものを変えるんですか、それとも外側のパイプというか、そちらの変更になりますか。

○海老本防災危機管理課長

高圧ケーブルにつきましては、通常の高圧ケーブルではなくて、水分の影響を受けにくいケーブルの仕様に変えるということで、ケーブル自体を水分の影響を受けにくいケーブルに変えるというものになります。

以上でございます。

○仲小路委員

その外側のパイプそのものはそのままということですか。

○海老本防災危機管理課長

外側のパイプはそのままでございます。

○海老本防災危機管理課長

先ほど最初の説明で、インフレスライド条項の契約約款の条項について、第26条第5項と説明させていただきましたけれども、第25条第6項の誤りでございました。訂正してお詫び申し上げます。失礼いたしました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」